

令和元年12月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和元年12月6日（金）午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員 教育長 奥 真弥
教育長職務代理者 赤坂 敏明
委 員 畑谷 扶美
委 員 山下 潤一郎
委 員 中村 スザンナ
委 員 甚野 益子
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
教育部長 溝口 治
施設担当理事 福島 敏
スポーツ推進担当理事 樫葉 浩司
教育総務課長 川崎 弘二
教育総務課教職員担当参事 十河 統治
教育総務課教育振興担当参事 松藤 孝英
教育総務課学校給食担当参事 田中 邦彦
学校教育課長 木ノ元 直子
学校教育課学校指導担当参事 和田 哲弥
学校教育課人権教育担当参事 渡辺 健吾
生涯学習課長 大引 要一
青少年課長 山隅 唯文
スポーツ推進課長 山路 功三
文化財保護課長 中岡 勝
(庶務係) 教育総務課長代理兼係長 田倉 元
5. 本日の署名委員 委 員 甚野 益子

議事日程

(報告事項)

- 報告第 21 号 教育委員会後援申請について
報告第 22 号 教育委員会後援実施報告について
報告第 23 号 泉佐野市成人式の開催について (青少年課)

- 議案第 23 号 令和元年度教育委員会表彰の被表彰者について (教育総務課)
議案第 24 号 泉佐野市いじめの防止等に関する条例制定の意見聴取について (学校教育課)
議案第 25 号 泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則及び泉佐野市いじめ防止対策審議会条例施行規則を廃止する規則について (学校教育課)
議案第 26 号 泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について (スポーツ推進課)
議案第 27 号 泉佐野市文化財保護審議会委員の委嘱について (文化財保護課)
議案第 28 号 泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会委員の委嘱について (文化財保護課)

(午後 2:00 開会)

奥教育長

ただ今から令和元年 12 月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はありません。

本日は南委員が欠席されていますが、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は甚野委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、本日の審議に入ります前に、11 月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がございましたら、お願いいたします。

田倉教育総務課長代理兼係長

事務局より 1 点訂正がございます。5 ページ 3 行目、赤坂委員がおっしゃって下さった部分で長浜市となっておりますが、長野市の間違いでございます。訂正させていただきます。

奥教育長

他ございませんか。

中村委員

16 ページ、2 番目の調整区域の部分が、何とお読みしたらよいか・・・

川崎教育総務課長

テープ起し間違いなのか、変換間違いなのか、もう一度議事録を聞きなおして訂正させていただきます。

奥教育長

他ございませんか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、赤坂委員は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入る前に、議会の答弁の調整の関係上、その他案件として学校給食センターからの報告事案があると聞いております。その案件から始めたいと思います。報告をお願いします。

田中教育総務課学校給食担当参事

去る11月12日火曜日、学校給食会臨時理事会にて令和2年4月給食開始日より学校給食用牛乳の提供形態を牛乳瓶から紙パックへ変更して提供する事を報告し、承認いただいた事を報告いたします。お手元の資料は臨時理事会で説明させていただいたものです。

資料項目1をご覧ください。これまで泉佐野市の学校給食は牛乳瓶で提供して参りました。牛乳の価格や納入業者は公益財団法人大阪府学校給食会が府内市町村の意向を取りまとめ、事業者から見積合わせの上、価格を決定し、財団が各市町村の納入業者を決定しております。牛乳価格は表1のように平成25年度までは牛乳瓶、紙パックとも統一価格で契約し、納入されておりましたが、平成26年度から別々の価格での契約となっております。どちらも価格は年々上昇しておりますが、紙パックの方が牛乳瓶と比較しますと若干安くなっております。紙パックの提供状況ですが、表2及び図表1、2のように紙パックの供給量が年々増えており、平成30年度は全国で8割強、大阪府内で5割弱の自治体が学校給食では紙パックで提供しております。府内では紙パックへ切り替える自治体が急速に増えております。本年度はさらに紙パックでの提供が63%まで増えており、泉南地域でも岸和田市、泉南市、田尻町、岬町が紙パックで提供しております。

資料2ページ項目2をご覧ください。一般的に牛乳瓶は瓶のリユースが可能でエコというメリットがある反面、重くて運びにくく、割れた際に怪我をするリスクがあります。また洗浄不良等、異物混入のリスクが高いといったデメリットもあります。他方、紙パックは容器が紙製のため割れて怪我をするリスクが無く、紙パックの成型から充填、包装完了までの工程を全て自動で行うため、洗浄不足による異物混入のリスクが低い上、重さが牛乳瓶に比べて約1/2で軽くて運びやすいというメリットがあります。しかし一方で紙パックの廃棄処分方法がゴミとして、熱回収する事がエコでないという側面もあります。

続きまして、項目3をご覧ください。紙パックの処分方法ですが、紙パックのリサイクルに取り組んでいる自治体でよく行われている方法は、学校や生徒の皆さんに洗浄していただいて、展開して乾燥といった手間をかけていただいた上で、トイレトペーパーなどと交換するリサイクルという事例が多いです。今回本市では牛乳納入業者からの提案を受け、飲み終わった牛乳パックを潰さ

ずにそのままの状態でもケースに戻して、牛乳納入業者に回収してもらい、リサイクル古紙原料に成型し、トイレットペーパーやコピー用紙に再資源化することで、学校や生徒さんの手間を極力増やさずに紙パックのリサイクルを進めていく予定です。つきましては泉佐野市学校給食会では全国、大阪府内の動向を踏まえて、令和2年度から学校給食用の牛乳につきまして、軽量、安全、衛生的であることを最大の利点と考え、より安心安全な学校給食の実施に向けて、紙パックで提供していただくことになりました。報告は以上です。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

畑谷委員

項目2のその他の特徴で紙パックではストローを挿して飲むとありますが、これは牛乳パックについているストローですか。今、ストローはプラスチック製品なのでやめていこうという運動が進んでいる中、どのようなストローを使うのですか。

田中教育総務課学校給食担当参事

スーパーで販売されているパックの側面についているようなストローではなく、容器よりも少し大きめに作っているプラスチックのストローで対応します。逆に紙パックの中にストローが入り込まないように大きくしております。紙パックの中に入ってしまうと、そのままではリサイクルができなくなってしまいます。我々もストローが世界的に問題になっていることは認識していますが、現状のところ、スターバックスさんとか大手の会社では紙製に変えていると認識しておりますが、あれは少し大きいストローで、学校の牛乳パック用のストローを挿す口径が5mmしかなく、プラスチックに変わるものがなかなかなくて。もしそういったものが流通してきたら、我々も検討していきたいと思っております。

奥教育長

当面はプラスチックのストローということで。

中村委員

項目2で1本当たりの重さがそれぞれ瓶が約400g、紙が約215gとありますが内容量は変わりませんか。

田中教育総務課学校給食担当参事

内容量は同じです。20個入りのケースで入ってきますので、一度に20本持つのは低学年の子どもについては牛乳瓶より軽く持ち運びやすいということで。

中村委員

項目3の説明で極力児童や職員に手間をかけさせないように業者さんがリサイクルしますということでしたが、食育・環境に関する教育ということで牛乳のリサイクルの過程を意識づけるためにも、子どもたちの給食の時間がなかなかゆっくり食べられないという現状もあります。流れ作業的にやったら子どもは吸収するのが早いと思うので、「学校でやっているから家でもやる」という流れになればいいなと思います。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、この件につきましてはご了解をお願いいたします。

それでは報告事項から進めてまいります。

報告第21号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

川崎教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料21に基づいて説明。

新規0件、継続8件、計8件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

甚野委員

30歳の成人式について、泉佐野市で20歳の成人式を迎えられた人が10年後、30歳の成人式に出席されるという趣旨になると思います。だいたい何%出席されていますか。年々増えているのか、または減っているのかも教えてください。

川崎教育総務課長

泉佐野市在住の方の割合の資料は無いのですが、一番最初に開催したのが平成26年度になっています。その時の参加人数が91名、27年度の時が88名、28年度が75名、29年度が57名、30年度が38名と減ってきてはおります。

奥教育長

私もできる限り参加しておりますが、遠方から戻ってきてくれている方もいますし、地元の泉佐野をいつまでも忘れず、ゆくゆくは戻ってきてという同窓会的な意味合いもあって、やっていることはいいことだと私は思います。人数が減っているのは残念ですが。

川崎教育総務課長

追加ですみません。実は28年度までは30歳の成人式とは言うものの、25歳から40歳までの枠で来てもらっていたのですが、ところが29年度から30歳の方限定となっており、かなり絞り込んでいることも減少している原因かなと思っております。

甚野委員

30歳になった同級生が呼びかけをしたら行こうと思うかもしれない、なかなか一歩出てくるのが30歳という年齢が微妙な年齢でありまして、出てきにくいのかなと思った次第です。ありがとうございました。

中村委員

何年か前の報告の時もお話させていただいたと思いますが、泉州ひなまつりについて、4カ所スタンプを集めたら、すごく強力なマグネットの缶バッジのようなものがもらえるのは相変わらず続いているのでしょうか。

中岡文化財保護課長

一応予定では、スタンプ4個で素敵な記念品ということになっており、中身はまだ確認してないのですが、恐らく一緒ではないかと思えます。

中村委員

大量に作ってしまったから、変わらないということですか。

中岡文化財保護課長

そこも定かではないのですが、また確認をさせていただきます。

中村委員

何年か前の時もお話させていただきましたが、新川家の中でスタッフとしておられる方がボランティアでおもてなしして下さるのですが、いろいろ質問しても「良くご存知ですね、私はわからないわ」という受け答えが続いてしまいました。インバウンドの方が来られた時に中国語やハングルだったり色々な言葉での対応がありますかとなった、次の年かな、ご用意していただいたのは記憶にあるのですが。

その観光ボランティアさんだったり、そこに常駐されている方々が高齢化されているのもよくわかるのですが、せっかく起爆剤というか、クールジャパンをアピールできるイベントのひとつだなと思ひまして。矢継ぎ早に質問したのも悪かったのですが、英語で無理に言わなくてもいいので、にこやかに「きれいやでな」とか、やわらかく対応していただいて全然構わなかったのですが、そこから辺、現状はどうでしょう。

中岡文化財保護課長

おっしゃる通り、高齢化しているのと、インバウンドに関しても意識はあるのですが、まだ経験値というか教育がまだ足りないかなと私も思っております。次年度からも新川家で指定管理していただく予定ですので、そのあたりをきっちりと盛り込ませていただく方向で考えていただきます。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第21号を終わります。

次に、報告第22号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いします。

川崎教育総務課長

報告第22号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料22「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回8件でこれらは以前に教育委員会の後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第22をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第22号を終わります。

次に、報告第23号「泉佐野市成人式の開催について」を議題といたします。報告をお願いします。

山隅青少年課長

それでは、報告第23号「泉佐野市成人式の開催について」ご説明いたします。資料23の成人式実施要綱をご覧ください。

趣旨等の内容につきましては、ほぼ例年通りとなっております。

日時につきましては、令和2年1月13日午前10時開式でございます。第一部は式典、第二部は抽選会を行う予定です。次のページには進行表案、その次のページが式典の見取図となります。その次のページには檀上登壇予定者名簿で、今現在の案でございますけれども、これも例年通りの内容となっております。そして、その次のページが、「2020年成人式のご案内」ということで、対象者に案内のハガキを送付いたします。当日、対象者に、このハガキを持参していただき、投函箱に投函していただきます。第2部の抽選会は、その投函されたハガキを使用して行うという流れになっております。おおむね11時30分くらいまでには終了すると思いますが、ご出席をよろしく願います。説明は以上でございます。

溝口教育部長

補足でご説明させていただきます。ご存知の通り民法改正により18歳というのが成人扱いになるのが、2022年からになります。当然、今18歳、19歳、20歳で3回するのか、18歳で1回するのかとかこれまで通り20歳で1回するのかとか、意思決定をしかるべき時期に教育委員

会にお諮りをして決定をしていくということも考えております。その際には、議案としてかけさせていただき、その後の取扱いにつきましては、大きな変更が無い限りは報告案件でご紹介をする扱いにするのか、若しくは毎年議案として上程させていただくのか、その辺についても、またその際にご議論いただければと考えています。

奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

中村委員

抽選会の旅行の行先は決まっていますか。

山隅青少年課長

今年度は台湾です。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第23号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

議案第23号「令和元年度教育委員会表彰の被表彰者について」を議題といたします。説明をお願いします。

川崎教育総務課長

議案第23号「令和元年度教育委員会表彰の被表彰者について」ご説明させていただきます。議案資料23をご覧ください。

泉佐野市教育委員会表彰規則及び表彰基準に基づいて、教育委員会各課及び各学校より推薦され、今回、上程させていただきます表彰対象者は内申一覧表のとおりで、個人、学校合わせて41件でございます。

1枚めくっていただき、内申一覧表をご覧ください。

1番及び2番の方は、表彰規則第2条第1項第1号に規定しています、職員の永年勤続に該当するもので、1番の方は教員で20年以上、2番の方は学校歯科医で15年以上務められ、成績良好として表彰する方々です。

3番及び4番の方は、今年度から実施します「泉佐野市 子どもの主張コンクール」の小学校の部、中学校の部のそれぞれ最優秀賞の児童・生徒に対する表彰で、表彰規則第3条第1項第1号に該当するものです。

なお、被表彰者につきましては、本教育委員会議終了後に別室にて委員の皆様にご選考いただく予定となっております。

5番及び6番の2校は、表彰規則第3条第1項第2号に該当するもので、学力向上に顕著な功績を挙げた学校に対する表彰です。

7番及び8番の方は、同じく表彰規則第3条第1項第2号に該当するもので、7番の方は体育活動において、8番の方は文化活動において、特に優秀な成績をおさめられた市立学校の児童・生徒に対する表彰です。

9番から41番までの方は、表彰規則第4条第1項第1号に該当するもので、社会体育の活動において、特に優秀な成績をおさめられた方に対する表彰となっています。

なお、教育委員会表彰の表彰式でございますが、来年1月18日（土）、午前10時30分から、レイクアルスターカワサキ生涯学習センター1階の多目的室にて、開催させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

奥教育長

教育総務課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

今年は41件で団体はありましたか。

川崎教育総務課長

団体はございません。学校はあります。

山下委員

昨年度は中止になりましたが、その中止になった方々はスライドにならずに一旦ご破算にして、本年度の優秀者に新たにするという対応ですか。

奥教育長

表彰式は無かったけれども、表彰状は送りましたよね。

田倉教育総務課長代理兼係長

はい。昨年の表彰式は中止にはなりましたが、表彰状につきましては郵送という形でさせていただきました。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第23号「令和元年度教育委員会表彰の被表彰者について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議がございませんので、本議案は原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第24号「泉佐野市いじめの防止等に関する条例制定の意見聴取について」を議題といたします。説明をお願いします。

和田学校教育課学校指導担当参事

それでは、議案第24号「泉佐野市いじめの防止等に関する条例制定の意見聴取について」ご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案資料24 1ページをご覧ください。

まず、この条例案の議会上程に至るまでの経緯等について、ご説明申し上げます。

学校におけるいじめ問題が、深刻な社会問題としてクローズアップされ、その防止等のための対策が、喫緊の課題となったことから、国では平成26年9月に、「いじめ防止対策推進法」を施行するとともに、同法第11条の規定に基づく、国の「いじめ防止基本方針」を示しました。

一方、地方公共団体は、同法第12条に基づく「地方いじめ防止基本方針」並びに、同法第13条に基づく「学校いじめ防止基本方針」の策定を求められたことを受け、本市におきましても、国及び大阪府の「基本方針」等に沿って、「泉佐野市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を策定し、当該方針等に基づいて、学校におけるいじめ防止等に関する取組みを進めてまいりました。

併せて、同法に基づく、本市の関係附属機関の設置根拠条例として、平成29年9月には、「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例」並びに「泉佐野市いじめ防止対策審議会条例」を制定し、両条例の施行規則を定めるとともに、「泉佐野市附属機関条例」の一部改正のもと、「泉佐野市いじめ問題再調査委員会規則」を定めてまいりました。

以上のように、本市でのいじめの防止等のための対策は、国の法律並びに本市の複数の条例・規則等に基づいて行われておりますが、その全体像を俯瞰（ふかん）しづらい体系となっていたところでございます。

言うまでもなく、いじめの防止等のための対策や、その施策及び措置に関しては、本市及び学校のみならず、児童等の保護者や、地域住民のほか、関係機関のご理解とご協力が不可欠なことから、国の法律に係る条文と、市の関係附属機関に関する条例・規則の条文をわかりやすくひとつに統合した条例を改めて制定し、これを広く周知・啓発するとともに、本市、教育委員会、学校、保護者、地域住民及び関係機関が、人権侵害行為であるいじめを「しない、させない、見過ごさない」という意（おもい）、とりわけ、本年1月の重大事態に類する事態を二度と繰り返してはならないという意（おもい）を共有し、連携・協働しながら、いじめ問題の克服に向けた取組みをさらに進めていく必要があること、以上の趣旨から、この条例案を上程させていただくものでございます。

したがって、この条例案は、これまでの国の法律並びに市の関係附属機関に関する条例・規則の規定内容を整理・統合したものであるため、以降の説明では、個別の条文の説明は省略させて

いただき、前文の朗読のほか、条例の構成及び附則についての説明とさせていただきますたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、1ページ中段あたり 前文を朗読いたします。

『いじめは、子どもの教育を受ける権利や、愛され、保護され、心身の健やかな成長を保障されるという子どもの持つ権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体にも危険を生じさせるおそれがある決して許されない人権侵害行為である。

地域社会の一員である私たちは、学校を中心としたそれぞれの地域において、子どもたちの尊厳を脅かすいじめが、いつでも、どこでも、どの子にも起こり得るものであるとの共通認識の下、今一度、意（おもい）をひとつにして、いじめの問題に真摯に向き合う必要がある。

本市は、全ての保護者にとって、かけがえのない存在である子どもたち、地域社会の未来を創る子どもたちが、いじめによって悩み、苦しむことなく、安心して学び、健やかに成長することができる環境を整えながら、いじめの問題の克服に向けた取組を前に進めていくことを改めて決意し、この条例を制定する。』

前文は、以上でございます。

次に、条例の構成でございますが、

1ページ下段からの「第1章 総則」では、第1条に本条例の（目的）、第2条に用語の（定義）、第3条に（基本理念）、第4条に（いじめの禁止等）、第5条に（市の責務）、第6条に（教育委員会の責務）、第7条に（学校及び学校の教職員の責務）、第8条に（保護者の責務）、第9条に（市民の役割）について、それぞれ定めております。

次に、3ページ中段からの「第2章 いじめ防止基本方針」では、第10条に（泉佐野市いじめ防止基本方針）、第11条に（学校いじめ防止基本方針）について、定めております。

次に、同ページ下段あたり「第3章 基本的施策」の、「第1節 いじめの防止」では、第12条に（学校におけるいじめの防止）、第13条に（人材の確保及び資質の向上）、第14条に（学校いじめ防止委員会）、第15条に（啓発活動）について、それぞれ定め、4ページ中段あたり「第2節 いじめの早期発見」では、第16条に（いじめの早期発見のための措置）について定め、同ページ下段あたり「第3節 いじめへの対処」では、第17条に（いじめに対する措置）、第18条に（市による措置）、第19条に（校長及び教員による懲戒）、第20条に（出席停止その他の措置）について、それぞれ定めております。

次に、5ページ中段からの「第4章 重大事態への対処」では、第21条に（学校に係る対処）、第22条に（市長による再調査）について、それぞれ定めております。

次に、6ページ2行目からの「第5章 附属機関」の、「第1節 泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会」では、第23条から第30条にかけて、当該協議会の所掌事務、組織及び運営等について、定めております。

次に、同ページ下段あたり「第2節 泉佐野市いじめ防止対策審議会」では、第31条から第41条にかけて、当該審議会の所掌事務、組織及び運営等について、定めております。

次に、7ページ下から2行目からの「第3節 泉佐野市いじめ問題再調査委員会」では、第42条から第52条にかけて、再調査委員会の所掌事務、組織及び運営等について、定めております。

次に、9ページからの附則でございますが、第1項の（施行期日）では、『この条例は、令和2年1月15日から施行する。』としております。

次に、第2項では、この条例の施行に併せて、従前の「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例」及び「泉佐野市いじめ防止対策審議会条例」については、それらの規定内容をこの条例に改めて規定するため、廃止するものでございます。

次に、第3項では経過措置としまして、「廃止前の協議会条例」第2条第2項の規定により任命された「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会」の委員である者は、この条例の施行日に、第25条第2項の規定により協議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、これまでの任期の残任期間と同一の期間とするもので、さらに第4項では、協議会の会長又は副会長についても、同様にその役職を継承するものでございます。

次に、第5項では、同じく経過措置としまして、「廃止前の審議会条例」第3条第2項の規定により任命された「泉佐野市いじめ防止対策審議会」の委員である者は、この条例の施行日に、第33条第2項の規定により審議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、これまでの任期の残任期間と同一の期間とするもので、さらに第6項では、審議会の会長又は副会長についても、同様にその役職を継承するものでございます。

次に、第7項では、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償についての条例」の一部改正としまして、別表28の10の項である「いじめ防止対策審議会委員」の項の報酬額、日額10,600円を17,400円に改め、同表28の11の項であった「文化財保護審議会委員」の項を28の12の項に繰り下げ、同表28の11の項として新たに「泉佐野市いじめ問題再調査委員会委員」の項を加え、その報酬額を日額17,400円と定めるものでございます。

また、このことに伴い、次の別表29の項中、エの「いじめ問題再調査委員会委員」を同項から削除するものでございます。これは、「泉佐野市いじめ問題再調査委員会」の設置根拠条例を、これまでの「泉佐野市附属機関条例」からこの条例に変更することによるものでございます。

最後に、10ページ中段あたり 第8項は、「泉佐野市附属機関条例」の一部改正でございます。

これまでの第1条「法律又はこれに基づく政令に定めのあるものを除くほか、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり附属機関を設置する。」を、「法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり附属機関を設置する。」に改めるものでございます。

次の、別表アの26の項を削るとありますのは、先程ご説明申し上げましたとおり、「泉佐野市いじめ問題再調査委員会」の設置根拠条例を、これまでの「泉佐野市附属機関条例」から、この条例に変更することによるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、学校教育課学校指導担当参事より説明がありましたが、委員の皆さままで、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

甚野委員

2点疑問があるのですが、1つは「泉佐野市いじめの防止等に関する条例」について、いじめの方向はいろいろあると思うのですが、例えば先生から先生に対する方向、先生から生徒に対する方向、親から子供に対する方向、子どもから子どもに対する方向があると思います。どれに対しての条例ですか。もう1つ、いじめの問題の原因は何とされていますか。

和田学校教育課学校指導担当参事

この条例の対象につきましては、子どもから子どもへのいじめが対象です。

原因につきましては、本当に様々なことがあるかなと思います。子どもがいじめという行動に出してしまう背景には、友達との関係のこともあるだろうし、家でのストレスがあるかもしれないし、いろいろな事でいじめとして出してしまうところでは、なかなかこれがという特定のものは無いのかなと思います。ただ色々な事で、そういう表現に出してしまう事が良くないという事は、我々はずっと伝えていかなければならない事でありまして、学校だけとか、先生だけでは難しいというあたりで、今回条例に定めさせていただいて、広く地域の方にも周知する中でいろいろな方々に見守っていただきながら同じ方向で取り組んで行けたらと思います。

奥教育長

いじめの定義が変わってきて、心身に苦痛を与えるものはすべていじめになってきますので、程度の重大なものから軽微なものまであると思いますが、一つひとつの小さいことをわからせて、無くしていくのが重大事案を無くしていく事に繋がっていくと思いますので。

中村委員

甚野委員の質問と同じような内容になるかと思えます。方向性を付け足すのであれば、子どもから先生に対してもあるので、2ページ目の5条から（市の責務）（教育委員会の責務）（学校及び学校の教職員の責務）（保護者の責務）と続いていますが、（保護者の責務）はある程度文章的に量がありますが、7条の（学校及び学校の教職員の責務）は4行程度でしか表現されていません。先生方も完璧ではないけれども一緒に学んでいこうというのが学校だと思えます。狭い世界の中で子ども同

士だけのいじめじゃないというか、色々なストレスを感じて子どもたちもいじめに発展していくわけなので、その早期発見をしていただく学校の先生方の説明が4行ではちょっと足りないかなと。いろいろな角度から検証していただいたり、会議を開いていただいたり、現場で対策はとられているのですが。市民の方々に条例として読んでいただくには、「保護者の欄はこんなに色々書いていますが、教職員の欄は少ないな、教育委員会の説明も2行しかないのか。」と。私は一般の市民感覚で読んだら、わかりにくいなと思いました。

和田学校教育課学校指導担当参事

我々教育委員会もそうですし、学校の教職員もそうですけれども、具体的にやらないといけないことはたくさんありますが、具体的なことは落とし込んでないというのが結論かなと思います。我々としてもいじめの認知改善プランを各学校に示したり、今回も重大事態の対処指針、方針について各学校にするべきこと、先生方にしてもらうことはたくさん示しており、それをこれからホームページにアップしていったということでは・・・条例を見られたら教育委員会は2行、学校は少ないとなりますが、具体的なことは別の所で発信していきますので、それをより周知していくのがこちらの仕事でもあるかなと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

中村委員

この条例は子どもたちの目にも触れるわけじゃないですか。子どもたちがどうして学校の先生だからといって、何をやってもいいという訳でもないという観点からも、一緒に先生も勉強していくからという発信源というか、泉佐野市がこういうことをやろうとするから一緒に考えて行こうねと教材としても使っていただきたいというか。前向きに改善していただけたらと。

奥教育長

当然、条例に対する想いを子どもに対してわかりやすく解説してあげて、市を挙げてやっているということの意義を理解させないといけないと思います。それは条例に基づいた取組みとしてやっていくということですのでよろしくお願いします。

溝口教育部長

中村委員のおっしゃられた通りなのですが、教育委員会や学校のいろいろな取組み、施策につきましては、3ページの「泉佐野市いじめ防止基本方針」をこの条例に基づいて定めます。学校も各学校で「学校いじめ防止基本方針」というのを定めます。その中に、ここに書ききれない物を全て落とし込むと。落とし込んだものを全てホームページ等で公表するなり、市報でもトピックスで掲載していきなり、この条例には書ききれないので、それぞれの基本方針にきっちり謳って周知、啓発していくということになっております。この条例のつくりというのは、正しく国のいじめ防止対策推進法をそのまま踏襲しております。一連の流れが、この条例で分かります。後の詳しい内容は、その国の法律に基づいて定める基本方針にきっちり謳って、それを周知、広報していくと。というように、役割分担をさせていただいておりますのでよろしくお願いします。

山下委員

子ども対子どもの条例が出来上がってよかったのですが、大人対大人とか、子ども対子ども以外のものは泉佐野市としては条例ではないということではよかったですか。

溝口教育部長

そういう議論ももちろんありました。大人対大人等いろいろな形態がありますが、そのいじめ防止対策推進法に基づいて市または教育委員会として条例を制定するとならば、やはり子ども対子どもを主観に置かないと、それ以外の物を一緒にすると分かりにくくなると思いますので、それはそういう整理で、あくまでも国の法律に基づいて子ども対子どもの条例として議会に提案したところでは、議会の議員からも今問題になっている須磨の話であるとかも含めて条例化すべきではないかというご意見をお持ちの方も、もちろんいらっしゃいます。それはいじめなのか、ハラスメントなのか線引きが難しい、大人の社会の中、職場の中、学校の中ということであれば、どちらかといえば厚生労働省等が示しているハラスメントの中で国の方もそれに対処するガイドラインを示しております。それについての法律は、私は未だかつて聞いたことがないのですが、問題が起こった時にどう対処していくかというガイドラインは国が示しておりますので、例えば教職員同士の問題ということであれば、そのガイドラインに基づいて、しっかり学校の中で議論していただくように今の所なっております。ですから、この条例について、いろいろな切口、いじめの捉え方、ハラスメントの捉え方、いろいろありますが、我々市教育委員会の責任でこの条例を議会に上程するというこの中では、子ども対子どもに絞って今回は上程させていただいておることをございます。

山下委員

教育委員会が作るのだからそうなりますよね。理解できます。もっと違う大きな意味のいじめ、ハラスメントがあるのであれば、また違うところが作ったらいいと思います。

甚野委員

子ども対子どもという方向性でこの条例ができたのはわかりました。いじめは最初は些細な事から始まり、段々規模が大きくなってくる。そうなる前の芽の段階、いじめが起こりかけているかもしれない段階で現場の先生方が感じていただく仕組みというか、感知していただけたら、大きなことにならずに未然に防げるかなと思うのですが、現場の先生方は実際いじめの芽があった時にどういう対処をされていますか。

和田学校教育課学校指導担当参事

おっしゃられましたように、芽があった時にということですよね。教職員のそういった感覚を磨くという所では、1つの方法として研修があるかなと思います。校内での研修や市や府でやる研修に行っって色々な観点を身に付けていただいて指導に活かしてもらうというのがございます。未然に防ぐという意味で、子どもがシグナルを発信するということでは、一般的によく行われていますが、子どもからアンケートを取ることで、その辺りも今回、中身や方法、回数を見直ししながら、より子どもがシグナルを発しやすくなるように取組みを進めているところです。先生だけの限界もあり

ます。いじめと言いましても被害と加害だけでなく、観衆や傍観者、みんなの課題であると思えますので、それを見ている子が「それは違う」と言える集団になってきましたら、未然に防げるようになるかなど。いろいろな取組みを進めながらいじめを未然に無くしていきたいと思っております。

溝口教育部長

教職員が子ども達のちょっとした変化を掴むということは、教職員がそれだけの余裕というか、子どもを見る時間が必要なのは間違いが無いと思います。昨今、教職員の働き方改革というのはかなりクローズアップされているのですが、中教審の表現を借りれば、今の先生方は働き方というのは直ちに改善が必要な差し迫った状況だと言われています。国も色々な施策を打っている中で、本市も例えば市単費の講師を貼りつけさせていただいたり、校務支援システムを入れて事務的な作業がちょっとでも時間短縮できるようなことをさせていただいたり。今後検討していかないといけないと考えているのは、スクールサポートスタッフと言いまして、例えば印刷物を教職員に変わって印刷をしたり、事務補助的な事をする外部スタッフの配置を含めて、本当に忙しい教職員が子どもに目を向けられる時間を作るために色々な事を考えていかなければならないということも併せてあると思います。教育環境整備という面では、市教委、市全体の責任でしっかり必要なところには財源を充てていくという事は今後もやっていかなければならないということでございます。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第24号「泉佐野市いじめの防止等に関する条例制定の意見聴取について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませぬので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第25号「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則及び泉佐野市いじめ防止対策審議会条例施行規則を廃止する規則について」を議題といたします。

説明をお願いします。

和田学校教育課学校指導担当参事

それでは、議案第25号、「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則及び泉佐野市いじめ防止対策審議会条例施行規則を廃止する規則について」ご説明申し上げます。

議案資料25をご覧願います。

この規則は、先程の議案第24号「泉佐野市いじめの防止等に関する条例」附則第2項でご説明申し上げますとおり、当該条例の施行に併せて、従前の「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例」及び「泉佐野市いじめ防止対策審議会条例」を廃止することに伴い、両条例施行規則の主な規定内容についても当該条例に改めて規定するため、両条例施行規則も廃止するものでございます。

説明は簡単ではございますが、以上のおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、学校教育課学校指導担当参事より説明がありましたが、委員の皆さままで、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでございますので、議案第25号「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則及び泉佐野市いじめ防止対策審議会条例施行規則を廃止する規則について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第26号「泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

山路スポーツ推進課長

それでは、議案第26号「泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について」ご説明申し上げます。議案資料26をご覧ください。

まずお詫びを申し上げないといけないのですが、本来この「泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について」を12月議会に上程するにあたって、先ずは教育委員会議でご承認いただいてからが筋でございました。

新しくできます長坂小学校プール、北中小学校プール、大木小学校プールについてはもちろん、前から来年度オープンできると把握できていたのですが、もう1つ北中プールというかなり年数が経っているプールが、あちらこちら傷んでおりましてプールの底の塗装が剥げて、危険な状態があり、今年度についても応急処置をして利用していただいたわけですが、その北中プールを来年度どうするか協議しておりまして、先月の教育委員会の後に北中プールは廃止ということが決まりました。申し訳ございませんが議会に提案した後のご報告になります。

次の新旧対照表の最後になりますが、備考も今回変わっております。「その他の者には、3歳未満児を含まない。」これは料金の関係ですが、「その他の者」というところが一般使用の料金で1回200円という部分がございます。新たに「3歳未満の乳幼児及び市内に住所を有する児童・生徒等の使用（一般使用に限る。）は無料とする。」という文言に変えております。今年度、市内の小中学生については無料にということで、この夏開設したわけですが、それは減免の要綱に基づいてしまして、その料金をどうするか協議も時間がかかってしまいまして、今回の提案になってしまいました。

ご理解いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

奥教育長

ただいま、スポーツ推進課長より説明がありましたが、委員の皆さまで、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第26号「泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第27号「泉佐野市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

中岡文化財保護課長

議案第27号「泉佐野市文化財保護審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

これまで古文書、考古、景観等各分野の学識経験者として、平成29年7月7日より有坂道子委員ほか7名の方に委員委嘱をしておりましたが、令和元年7月6日をもちまして任期が終了いたしましたので、引き続き、任期満了に伴いすべての委員に再任をお願いしたいと考えております。

任期につきましては、令和元年12月26日から2年間を予定しております。

よろしくご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、文化財保護課長より説明がありましたが、委員の皆さまで、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでございますので、議案第27号「泉佐野市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

最後に、議案第28号「泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

中岡文化財保護課長

議案第28号「泉佐野市文化財（大將軍湯）保存活用計画策定協議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。資料28をご覧ください。

本協議会は、今年度より泉佐野市本町にあります国登録有形文化財大將軍湯の将来に向けた保存と活用の調査審議をいただく場として、すでに資料下の4名の学識経験者には、今年7月の定例教育委員会でご承認をいただき、委員委嘱をし、事業に着手しております。

今回、資料上段にある京都工芸繊維大学の登谷准教授に新任委員として委嘱をさせていただきたい理由として、この登谷氏には平成29年度に文化財保護課で実施いたしました「いろは蔵および大將軍湯建造物調査」を依頼し、報告書を作成していただきました。さらに、その調査成果をもって、国登録有形文化財への登録手続きの文化庁への所見を提出していただいております。

このように、大將軍湯をはじめ、その周辺の歴史的建造物に対する高い調査実績を持ち、大將軍湯の基礎調査を踏まえた見解をもって、本市の今後の活用方針に対し、適切にご指導をいただける方として今回委員委嘱をさせていただきたく、ご承認よろしくお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、文化財保護課長より説明がありましたが、委員の皆さまで、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでございますので、議案第28号「泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次にその他で何かありませんでしょうか。

他にございませんか。

本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

次回の令和2年1月の定例教育委員会会議は令和2年1月7日の火曜日、午後2時から、市役所4階 庁議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午後3時20分閉会)